

衆議院議員総選挙

小選挙区選挙
比例代表選挙

(同時に、最高裁判所裁判官国民審査も行われます)

10月28日(火)公示

11月9日(日)

投票時間 午前7時～午後8時



投票日

秋田市で投票できるかた

昭和58年11月10日以前に生まれ、平成15年7月27日までに秋田市に住民登録をして、引き続き3か月以上市内に住んでいるかた。平成15年7月9日以降に秋田市から転出したかたで、秋田市の選挙人名簿に登録されているかたは、秋田市で投票(不在者投票も)することができます。ただし、転入先の市区町村で選挙人名簿に登録されたかたは、転入先で投票することになります。

他の市区町村から転入されたかた

平成15年7月28日以降に他の市区町村から秋田市へ転入届けをしたかたで、転入前の市区町村の選挙人名簿に登録されているかたは、転入前の市区町村で投票することになります。

また、転入前の市区町村の選挙管理委員会から投票用紙を送ってもらい、秋田市で不在者投票をすることもできます。詳しくは転入前の市区町村選管へお問い合わせください。(投票用紙の請求書は秋田市選管にあります)

投票所入場券を郵送します

投票日が近づき、有権者に投票所入場券を郵送します。投票所入場券をなくしても、投票所で再発行しますので投票できます。当日受付でお話してください。

平成15年10月18日以降に市内で転居の届け出をしたかたは、転居前の住所地の投票所で投票することになります。

不在者投票

通常の不在者投票

付所 市役所分館4階大会議室 土崎支所
新屋支所 ぼぼろーど(秋田駅西口側)

受付期間

衆議院議員選挙 10月28日(火)～11月8日(土)
最高裁判所裁判官国民審査 11月2日(日)～8日(土)
投票の時間は午前8時30分～午後8時です

入場券を持って受付場所においでください。印鑑は不要です。入場券がなくても名簿に載っていれば投票できますので、受付でお話してください。投票の際は「宣誓書」に記入していただきます。投票所での立候補者名などの掲示は公示日の翌日からとなります。

不在者投票の理由 投票日に仕事がある場合 何らかの理由で投票区の区域外に旅行または滞在する場合 病気や負傷、妊娠、体の障害などで歩行が困難な場合 他の市区町村に住んでいる場合

入院中などの場合の不在者投票

県選挙管理委員会から指定されている病院や老人ホームなどに入所、入院中の場合は、その施設で投票できます。各施設の事務局にお話してください。

他の市区町村での不在者投票

仕事の都合などで他の市区町村に滞在しているかたは、秋田市選管に投票用紙を請求して、滞在先の選挙管理委員会へ投票することができます。その際に必要な「投票用紙請求書」と「宣誓書」は各市区町村の選挙管理委員会にあります。

郵便による不在者投票

身体に重度の障害があり、歩行が困難で投票所へ行けないかたは、自宅などで投票用紙に記載して郵送する不在者投票ができます。この制度を利用するかたは、事前に市選挙管理委員会から「郵便投票証明書」の交付を受けてください。ただし対象は身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちで、一定の障害(注)のあるかたに限られます。

なお、「郵便投票証明書」は、交付の日から7年有効です。お手持ちの証明書の期限が切れている場合、再交付申請をしてください。

また、身体障害者手帳をお持ちで脳血管障害後遺症などによる半身麻痺で歩行が困難な場合、秋田市福祉事務所の証明書を市選管に提出すると郵便投票ができる場合があります。投票用紙の請求は11月5日(水)まで。証明書については、市障害福祉課へ申請することになります。その前に市選挙管理委員会へご相談ください。

身体障害者手帳をお持ちで、両下肢・体幹・移動機能の障害が1級・2級、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害が1級・3級のかたなど。



インフルエンザ 予防を心がけましょう!

市保健所健康管理課tel(883)1180

Eメール ro-html@city.akita.akita.jp

予防接種実施医療機関に関する情報は、秋田市ホームページからもご覧いただけます

<http://www.city.akita.akita.jp/city/hl/hm/h15iryoukikan.htm>

かかると40度近い高熱が出ます

インフルエンザは咳や鼻水、熱などの症状は普通の「かぜ」と似ていますが、原因となるウイルスの種類が違う、まったく別の病気です。

インフルエンザは短期間に大流行し、かかると40度近い高熱が出ます。特に赤ちゃんや小さなお子さんは、入院が必要なほど重くなったり、合併症を引き起こす危険があります。インフルエンザは、患者の咳などで空気中に拡散されたウイルスを鼻や口から吸い込むことで感染します。次のことに気をつけ、予防に努めましょう。

重要!

予防法

栄養と休養を十分にとる
流行期には人混みを避ける
室内は適度な温度と湿度を保つ
マスクを着用する
外出後の手洗いとうがいの実行

ワクチンによる予防接種が効果的

上記の予防法のほか、ワクチンによる予防接種が効果的です。健康な成人の場合、ワクチン接種の予防効果は70~90%と高い効果が認められ、また、高齢者の死亡の危険を約80%減らすなど、重症化も防止します。

高齢者 心肺に慢性の病気を持つかた 気管支喘息を持つお子さんなどは、特に予防接種をおすすめします。

インフルエンザワクチンは、接種してから効果が現れるまで約2週間程度かかり、効果は約5か月間持続します。流行期間は12月下旬から3月頃ですので、12月中旬までに最寄りの病院で接種を済ませるとよいでしょう。

65歳以上のかたが、来年1月31日までに市内の病院で予防接種を受ける場合の自己負担額は1,000円です。接種の際は、健康保険証をお持ちください。

新型肺炎(SARS)に症状が類似

この冬は新型肺炎(SARS)の再流行の可能性があり、初期症状が似ているインフルエンザと流行が重なった場合、医療機関で混乱が生じるとともにSARS患者が見逃され、感染が拡大する危険性があります。インフルエンザの流行を極力抑えるため、インフルエンザ予防接種を受けましょう。

問い合わせ

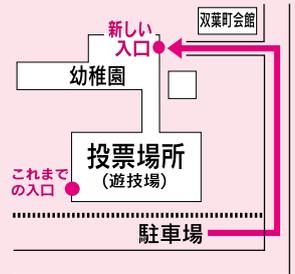
秋田市選挙管理委員会事務局

tel(866)2260

<http://www.city.akita.akita.jp/city/coel/>

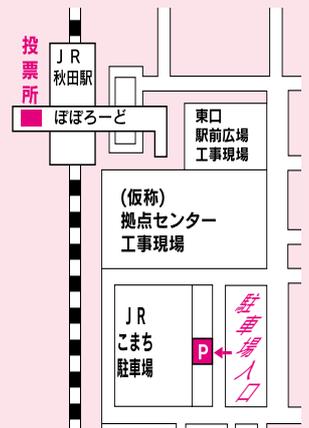
経法大附属幼稚園の 投票所入口が変わります

経法大附属幼稚園(第8投票所)の入口が、幼稚園改築工事のため変わります。お間違いのないようお願いいたします。当日は、警備員の案内にしたがって入場してください。



ぽぽろーど不在者投票所の 駐車場はこちらです

ぽぽろーど不在者投票所の駐車場は、右のとおりです。工事のため、ご不便をおかけしますが、交通整理員の誘導にしたがってご利用ください。



投票所の名前が変わります

施設移転にともない、投票所の名前が次のように変わります。ただし、投票所は、今までの建物を使いますので変わりません。

中央公民館(第1投票所)

(旧)中央公民館

女性学習センター(12投票所)

(旧)女性学習センター

その他

視覚障害者のかたは点字投票ができます
身体の故障などで自分で投票用紙に書くことができないかたは、投票所で本人が申請すると代理投票ができます
開票は、投票日当日の午後9時15分から市立体育館で行います